

平成26年度農産物等安全確保対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、農産物等安全確保対策事業実施要領（平成23年10月5日付けエコ農第111号。以下「実施要領」という。）に基づき、本県農林水産物の安全性確保を図るために実施する別表1に掲げる事業に要する経費、又はこれらの事業に対して、市町村が補助を行う場合の当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業、経費及び対象と補助金の補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、平成26年度農産物等安全確保対策事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出期限及び申請書の提出部数は別に定める。

3 第1項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 知事は、前条による交付申請について内容を審査し、その内容を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定の通知をするものとする。

(補助事業の遂行)

第5条 前条の規定により補助金の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実施要領の定めるところにより、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）を遂行するものとする。

(申請の取下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第4条の補助金交付決定のあった日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、申請書の内容について重要な変更をしようとするときは、予め変更承認申請書(様式第3号)を第3条の規定に準じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、重要な変更とは別表2に掲げるとおりとする。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面を第3条の規定に準じて提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、別に定める日までに事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、第3条の規定に準じて知事に提出しなければならない。

2 前項のほか、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第10条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント(ただし、1件の金額が50万円未満の補助事業については100パーセント)以内の額を概算払することができる。なお、補助事業の性質上交付決定金額について、全額概算払をする必要があると特に知事が認めたものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式第5号)を第3条に準じて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は平成27年3月15日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を第3条の規定に準じて知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第3項ただし書により交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第3項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事等に報告するとともに、知事等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は前条の報告を受理した後、精査のうえ適当と認めるときは速やかに補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助金の額の確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存することとする。ただし、消費税法第58条（昭和63年法律第108号）に規定する帳簿の保存は同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

- 2 この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第9号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

付則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

事業の種類	補助対象となる事業内容及び経費		補助金交付対象	補助率	
	事業内容	経費			
食品安全 GAP策定 ・実践事業	『農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン』に則したGAPの策定・実践を推進するための、次に掲げる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農業協同組合連合会 ・農業協同組合中央会 ・知事が認める団体 	総事業費の1/2以内	
	1	GAP推進協議会の開催 ・都道府県，普及指導センター，市町村，生産者，生産者団体，関係団体等から構成されるGAP推進協議会を開催する。			<ul style="list-style-type: none"> ・委員，専門家への謝金 ・会議費 ・会議資料作成，印刷費
	2	GAPの策定 ・地域における具体的な品目ごとのGAPの策定やGAP導入に必要な普及啓発資料の作成等を行う。			<ul style="list-style-type: none"> ・記帳用資料，点検項目等作成・印刷費 ・専門家への謝金 ・会議費 ・普及啓発資料作成費
	3	研修会の開催 ・GAPに基づく具体的な管理方法等に関する研修会等を行う。			<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の受講費 ・先進地調査に関する費用 ・講師への謝金，旅費 ・調査報告書作成費 ・会議費 ・研修資料作成，印刷費
	4	調査等の実施 ・GAPの策定に必要な生産・流通段階における病原微生物等の危害要因に関する分析調査，実証ほの設置及び運営，GAP実践状況調査等を行う。			<ul style="list-style-type: none"> ・水質，土壌，たい肥，農産物等の危害要因等の分析費 ・分析機器等リース費 ・実証ほの看板 ・従来実施していなかった技術を実証するための係り増し経費 ・生産者へのアンケート調査費

別表 2

重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> (1) 目標値の変更 (2) 事業実施主体の変更 (3) 施行箇所または設置場所の変更 (4) 事業量の30%を超える増減 (5) 事業費の30%を超える増減
-------	---

